

## 台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育推進にご理解・ご協力いただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、本校におきましては、台風などにより京都市域に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合及び北梅津学区に「避難指示」が発令された場合、震度5弱以上の地震があった場合などは、以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震(震度5弱以上)や台風が接近すること等がありましたら、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意し、学校への問い合わせはご遠慮ください。なお、学校ホームページや保護者連絡ツール「すぐーる」でも最新の情報をお知らせする場合がありますので、ご確認をお願いします。

## 1. 「特別警報」が発表された場合 ※解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先してください。

時刻など	措置
午前0時までに解除になった場合	5校時(13:30)から始業 ※(木)のみ 13:20 ・午後1時に集団登校の場所に集まり、集団登校します。 ・給食は中止ですので、昼食を済ませてから登校させてください。
午前0時現在、特別警報発表中の場合	「当日」臨時休業
在校中に発表された場合	直ちに臨時休業とし、児童は学校に待機。 ・下校時には、家庭環境調査票に記入された引渡者のお迎えをお願いします。

## 2. 「暴風警報」が発表された場合

時刻など	授業	集団登校・下校など
登校前に発表された場合	解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。	
午前7時までに解除になった場合	平常授業	普段どおり、集団登校します。
午前9時までに解除になった場合	3校時(10:40)より授業	午前10時に集団登校の場所に集まり、集団登校します。
午前11時までに解除になった場合	5校時(13:30)より授業 ・給食は中止ですので、昼食を済ませてから登校させてください。	午後1時に集団登校の場所に集まり、集団登校します。
午前11時現在、警報発令中の場合	「当日」臨時休業	
在校中に発表された場合	直ちに授業を中止し、臨時休業 ・児童館も閉鎖されます。	集団登校の集合場所まで教職員が引率して集団下校します。 ・学校待機の児童の保護者の方は、お迎えをお願いします。

## 3. 「大雨警報」、「洪水警報」などが発表された場合

原則、平常授業を行います。が、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「暴風警報」が発表された場合に準じた措置を取ります。学校ホームページや保護者連絡ツール「すぐーる」でも最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。※特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。

#### 4. 「避難指示」が発令された場合

本校の校区である北梅津学区は、「桂川下流・天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。北梅津学区に避難指示が発令された場合には、「暴風警報」が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

#### 5. 京都市域のいずれかの行政区に震度5弱以上の地震が発生した場合

時刻など	措置
下校から午前0時まで発生した場合	「翌日」臨時休業
午前0時から登校前まで発生した場合	「当日」臨時休業
休業日、休業前日の下校後に発生した場合	原則として休業明けの登校日を臨時休業 (例) 金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、翌月曜日は休業
在校中に発生した場合	直ちに臨時休業 余震の影響を踏まえ、児童は学校に待機 ・下校時には、家庭環境調査票に記入された引渡者のお迎えをお願いします。

※臨時休業とした場合、登校の再開日については、学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めてホームページ等により、ご連絡させていただきます。

※「いずれかの行政区」については、右京区に限りませんので、ご注意ください。

(例) 伏見区に震度5弱、右京区に震度4の地震が発生した場合も該当します。

#### 6. 登校後、インフルエンザ等で学級・学年閉鎖になった場合

・当該学級と当該学年は、給食後に下校とします。

#### 7. その他

・災害時、急に考えて行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きた時、又は起きそうな時には、命を守るため「いつ」・「どこへ」・「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

・不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて待機することといたします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。